

令和 7 年 3 月 2 1 日

尾道市建設部契約課

入札制度の見直しについて（お知らせ）

次のとおり入札制度の見直しを行いますのでお知らせします。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが契約課へお問い合わせください。

見直し項目

- 1 測量・建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格制度の見直しについて
- 2 週休2日工事試行要領の見直しについて
- 3 入札公告「特定建設業許可の要否」欄の表記の見直しについて
- 4 電子保証の導入について

問い合わせ先 建設部 契約課 契約係 0848-38-9282

1 測量・建設コンサルタント等業務に係る最低制限価格制度の見直しについて

コンサルタント等業務の品質確保及び契約の適正な履行を確保するため、測量・建設コンサルタント等業務にかかる最低制限価格の算出方法を見直します。

○見直しの内容

測量業務

最低制限価格基本額＝直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.5（従前は 0.48）

土木関係の建設コンサルタント業務

最低制限価格基本額＝直接原価＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.5（従前は 0.48）

地質調査業務

最低制限価格基本額＝直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8
＋諸経費×0.5（従前は 0.45）

補償関係コンサルタント業務

最低制限価格基本額＝直接原価＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.5（従前は 0.45）

設定範囲：予定価格の 60％ ～ 81％（従前は 80％）

○実施時期

令和 7 年 4 月 1 日以降に指名する案件から適用します。

2 週休2日工事試行要領の見直しについて

建設業界における現場労働者の処遇改善と担い手を確保するため、公共工事の占める割合が高い土木関連工事について令和6年度から週休2日工事を試行していますが、週休2日の「質の向上」の拡大のため「月単位」の区分を設けます。

○見直し内容

週休2日工事の区分を「月単位 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）」若しくは「通期4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）」とします。

※港湾請負工事積算基準適用工事及び土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）

適用工事については、区分を「4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）」とします。

※対象工事（設計金額4,000万円以上の土木関連工事）及び発注者指定方式に変更はありません。

※補正率は「週休2日適用工事等実施要領（広島県制定）」及び「農林水産局週休2日適用工事等実施要領（広島県制定）」によります。

●土木工事積算基準適用工事の場合

・現行基準

区 分
4週8休以上 現場閉所率：28.5%以上
4週7休以上4週8休未満 現場閉所率：25.0%以上 28.5%未満
4週6休以上4週7休未満 現場閉所率：21.4%以上 25.0%未満

・新基準

区 分
月単位 4週8休以上 現場閉所率：28.5%以上
通期 4週8休以上 現場閉所率：28.5%以上



※補正係数は月単位の4週8休以上の経費を見込んで発注します。月単位の4週8休を達成できない場合は、通期の4週8休以上の経費に変更します。通期の4週8休を達成できない場合は、補正係数を除いて変更契約を行います。

●港湾請負工事積算基準適用工事及び土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）適用工事の場合

・現行基準

区 分
4週8休以上 現場閉所率：28.5%以上
4週7休以上4週8休未満 現場閉所率：25.0%以上 28.5%未満
4週6休以上4週7休未満 現場閉所率：21.4%以上 25.0%未満

・新基準

区 分
4週8休以上 現場閉所率：28.5%以上



※補正係数は4週8休以上の経費を見込んで発注します。4週8休を達成できない場合は、補正係数を除いて変更契約を行います。

○実施時期

令和7年4月1日以降に指定する工事に適用します。

3 入札公告「特定建設業許可の要否」欄の表記の見直しについて

入札公告中「7 入札に参加する者に必要な資格 (2)建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の許可(特定建設業許可)の要否」欄の記載方法を見直します。

・現行

(2)	建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の許可(特定建設業許可)の要否	要又は不要
-----	---------------------------------------	-------



・見直し後

(2)	建設業法(昭和24年法律第100号)第15条の許可(特定建設業許可)の要否	建設業法施行令第2条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。
-----	---------------------------------------	---

【参考】

建設業法施行令(抜粋)

(法第3条第1項第2号の金額)

第2条 法第3条第1項第2号の政令で定める金額は、5,000万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合には、8,000万円とする。

建設業法(抜粋)

(建設業の許可)

第3条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所(本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。)を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 1 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
- 2 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあたつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額(その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額)が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

○実施時期

令和7年4月1日以降に公告する案件から適用します。

4 電子保証の導入について

受発注者それぞれの契約事務の効率化のため電子保証を導入します。

建設工事及び建設コンサルタント業務等の契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む）の保証証書等については、電磁的記録により発行された保証証書等（電子保証等）の提出を受け付けます。電子保証導入後も、これまでどおり紙の保証証書等の提出も受け付けます。

○電子保証の対象

- ・ 契約保証
- ・ 前払金保証（中間前払金含む）

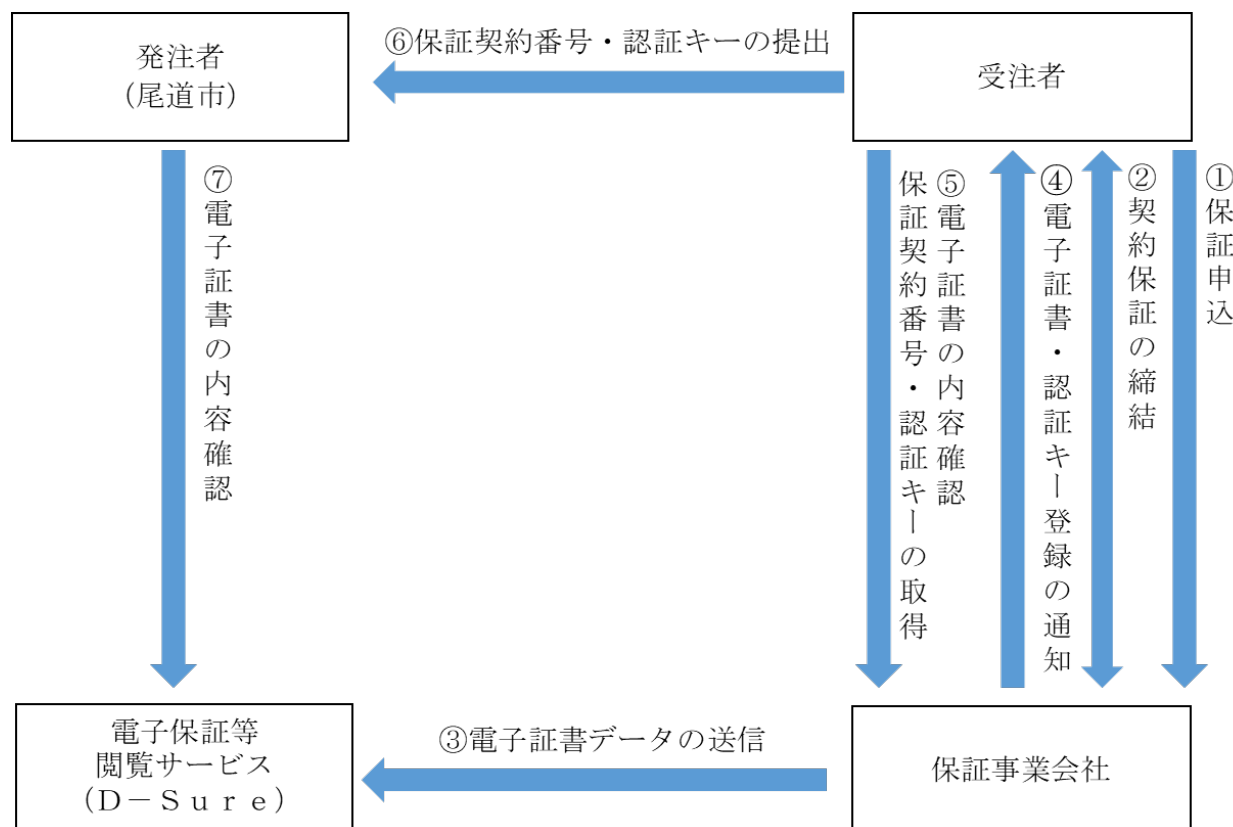
○対象となる保証機関

- ・ 保証事業会社
- ・ 損害保険会社

※電子保証の手続きについては、保証事業会社等へお問い合わせください。

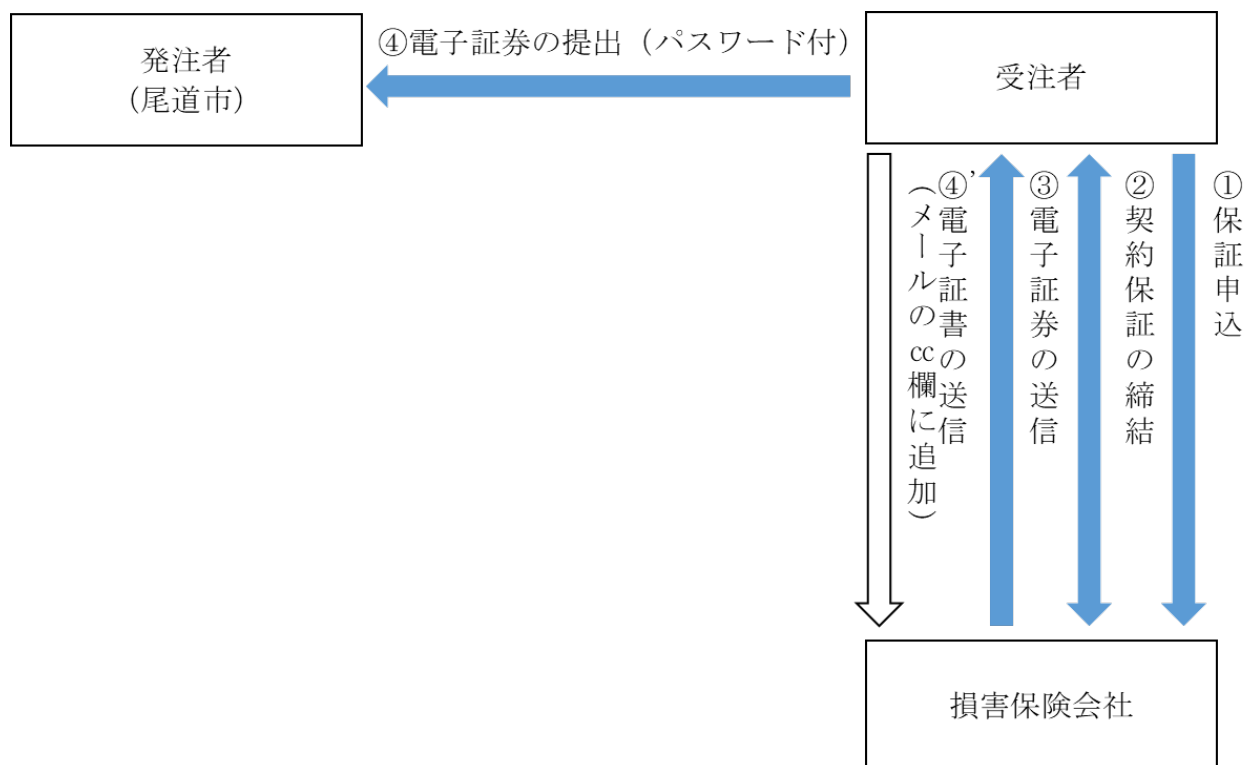
○電子保証の利用イメージ

保証事業会社の場合



※発行された認証キー等のお知らせ（PDF ファイル）を電子メールに添付し、契約担当課のメールアドレスへ提出してください。

損害保険会社の場合



※発行された PDF の証券（証書）を電子メールに添付し、契約担当課のメールアドレスに加え、送信先の CC 欄へ損害保険会社から指定されたメールアドレスを入力し提出してください。

※電子メールによる取扱いは損害保険会社による電子証書等閲覧サービス導入までの暫定的な措置です。

○提出方法等

尾道市ホームページへ詳細を令和 7 年 4 月 1 日以降掲載いたしますので、ご確認ください。

○実施時期

令和 7 年 4 月 1 日以降に発注する案件から適用します。

契約課からのお知らせ

○受領確認書の提出について

指名通知の確認状況を、電子入札システムの受領確認により判断しますので、指名通知書を受け取った場合は、指名通知書の確認と併せて、電子入札システム（調達案件一覧）より、受領確認書の提出を必ず行ってください。

また、入札辞退をする場合でも、受領確認書を提出した上で辞退の処理をお願いします。

○開札結果の確認について

開札の結果、再入札となる場合もありますので、結果を必ず確認してください。

入札回数は最大２回（再度入札１回）です。

再入札となった場合の締切予定時間は、原則として同日の１３時３０分ですが、実際の入札締切時刻は「再入札通知書」をご確認ください。

○仕様書閲覧時のパスワード照会について

パスワード照会メール(nyuusatsu@city.onomichi.hiroshima.jp)を送信後、１時間程度経過しても返信メールが届かない場合は、契約課まで電話連絡をお願いします。

なお、定時時間外（１７時１５分以降）に到達したメールは、翌日の返送になる場合がありますので、お急ぎの場合は、メール送信後に電話連絡をお願いします。

○各種申請等様式について

尾道市ホームページの更新日を確認の上、最新の様式をご利用ください。

○建築コンサル等業務委託契約における重要事項説明について

建築士法に基づく建築コンサル等業務委託契約者は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ重要事項説明を行う必要があります。

○入札公告（一般競争入札）について

一般競争入札に付す案件がある場合は、原則、火曜日の９時に市ホームページに入札公告を掲載しますので、ご確認をお願いします。※指名競争入札と異なりメール等の通知はありません。

○随意契約に係る電子入札について

電子入札システムを利用した見積依頼通知書発行日の翌開庁日が見積提出意思確認日（９時から１６時）となります。電子入札システムにより見積提出意思の「有・無」について、提出意思確認書の提出を必ず行ってください。